国の「庁」とクラ

古尾谷知浩

はじめに

本稿は、国の「庁」に近接して設けられたクラの存在を手がかりに、「国庁」の機能と構造について再検討することを目的とする。着想の源となったのは、肥前国庁と法隆寺現食堂のあり方である。

肥前国庁の発掘調査成果[1]によれば、遺構の変遷は大きく三期に分けられる。ここで問題としたいのは、中心となる建物の前面東西にある建物、いわゆる〈脇殿〉なので、以下、それに限って整理する。Ⅰ期（八世紀後半）は、〈東脇殿〉に相当する位置に三間×二間の総柱建物、〈西脇殿〉に相当する位置に二間×二間と三間×二間の二棟の総柱建物が存在する。Ⅱ期（九世紀前半～一〇世紀後半）はⅡ－A～Ⅱ－Cの三小期に分けられるが、いずれの時期も〈東脇殿〉第二堂は三間×二間と三間×二間の総柱建物を南北につないだものである。Ⅲ期（一〇世紀後半～一〇世紀末）は、〈西脇殿〉のみとなり、〈東脇殿〉はなくなる。

このうち、特にⅡ期は、これまで〈国庁〉の典型例の一つとされ、〈正殿〉と〈脇殿〉が左右対称の南に開いた「コ」字形の配置をとるとされてきた。たしかに平面配置はその通りであるが、個々の建物の構造まで考えると左右対称にはならない。〈東脇殿〉第二堂は、それだけを単独で見たならば、双倉と判断されるであろう建物である。また、Ⅰ期も左右非対称で、総柱建物を伴う。発掘調査報告書では総柱建物の性格について言及はないが、〈国庁〉が左右対称ではない場合があること、総柱建物があることに着目しなければならない。

このことを念頭に他の諸国の事例をみると、〈国庁〉における総柱建物の存在は伯耆、近江、常陸などで確認できる。これらの総柱建物は楼閣と判断されている場合もあるが、肥前国庁の場合は双倉と同様の柱配置をとるのであって楼閣にはならない。

次に、法隆寺の現食堂をみてみたい。天平一九年（七四七）「法隆寺資財帳」と照合すると、現食堂は「資財帳」の食堂と規模が合わず、現食堂およびその前面に双堂の形で建つ細殿と、大衆院中の「弐口政屋」とあるのがほぼ合うので、奈良時代は政所だったと考えられている[2]。つまり、政所は政務を執るという点で

官衙と共通しており、現食堂と細殿は〈正殿〉と〈前殿〉に相当するものである。そう考えると、あたかも〈西脇殿〉に相当するかのような位置に南北棟の現綱封蔵が立っている[3]（但し平安時代初期造立）。政務を行う施設に近接してクラが存在しているのである。

以上のことから、国の〈庁〉の機能を考えるためには、総柱建物、クラの存在を正当に位置づけていかなければならない。早く、阿部義平は〈国庁〉における総柱建物の存在に言及し、「公文書や印鑰などの重要物品の管理機能」を有していたとしている[4]。重要な指摘であるが、論証がなされているわけではなく、後の研究に継承されていない。また、文献史料からも、「置公文庫」などのクラが存在することが中村順昭により指摘されているが[5]、これもその後深められてはいない。

ただし、筆者は考古学、建築史学については門外漢のため、あくまで文献史料に基づいてこの問題を検討することとしたい。

第一節　〈国庁〉についての通説的理解とその問題点

一　通説の確認

〈国庁〉の構造と機能について、現在の通説的位置にあるのは山中敏史の研究である[6]。特に、用語については影響力が大きいが、実は大きな問題点があると考える。混乱を避けるために、山中の影響下で研究上用いられている用語を〈庁〉〈曹司〉などと山括弧に入れて表記し、史料上の用語を「庁」「曹司」などとカギ括弧に入れて表記して区別する。また、考古学的発掘調査で検出された遺構については、〈国庁〉は中枢区画、〈正殿〉は中心建物、〈東西脇殿〉は東西脇建物などと表記することとしたい。

まず、山中説について、主著を中心に概説的記述[7]も参照しながら整理したい。

〈国庁〉は〈国衙〉の中枢をなす政庁の一院で、史料上「国庁」「庁事」とも称される。方形の区画内に大型の建物群が左右対称の「コ」字型または「品」字型に配置される。細部の違いはあるが、郡庁と比較すると各国共通した建物配置であり、宮都の大極殿・朝堂院を祖型としている。中央政府が関心を持ち、規格の指示や技術指導において関与したとみられる。〈国庁〉の機能には、儀礼、饗宴、政務などがある。

〈曹司〉は、〈国庁〉とは別に〈国衙〉の行政事務や役所の機能の維持・運営に関わる業務などを分掌する機関及びそれに伴う施設群である。

山中が提起した〈国庁〉の構造に関わる論点としては、①左右対称の配置をとる、②国を超えた画一性をもつ、③宮都の大極殿・朝堂院を祖型とする、④〈国庁〉と〈曹司〉を対置する、などに整理できよう。しかし、①については、これまで典型例とされてきた肥前国庁は総柱建物に着目すると左右非対称である、②

総柱建物の有無、位置などに着目すると各国で一定しているわけではない、③宮都の朝堂院にはクラはない、などといった疑問が生じてくる。また、④〈国庁〉と〈曹司〉の関係については、より大きな問題があるので、項を改めて検討する。

二「庁」と「曹司」

「庁」と「曹司」は対置されるものであろうか[8]。これについて検討するために令の規定でみるべきものは、次の条文である。

『令義解』雑令庁上及曹司座条
凡庁上及曹司座者、五位以上並給二牀席一。其制従二別式一。

ここで、「曹司」と対置されているのは「庁上」である。両者の語義について、紅葉山文庫本『令義解』裏書所引『令集解』雑令逸文庁上及曹司座条の朱説には、「朱云、（中略）答。庁上者、八省之庁上耳。曹司座者、司之庁座耳。」とあって、この条文に言う「庁上」の座とは「八省之庁上」すなわち十二堂からなる「朝堂」の座にあたり、「曹司座」は「司之庁座」であるとしている。これは、朱説が当該条が京官に限るということを主張する中で述べていることなので、「庁上」が朝堂に限るという点は一般化できないが、各「司」の「曹司」にも「庁」が存在するという認識があることには注意すべきである。このことは、同条の古記にも、「古記云、曹司座、謂庁事之座。止宿席者不合。」とあることから、八世紀にも遡ることが知られる。

「曹司」にも「庁」が存在するという認識は、明法家の机上の説明だけではない。そう考えないと、例えば「太政官曹司庁」などの語は理解不能である。また、『続日本紀』慶雲四年（七〇七）一二月辛卯条に「内外庁前」とあるのは、「朝堂」の「庁」と「曹司」の「庁」を指すと考えられる[9]。

一方、『延喜式』の諸規定をみてみよう。

『延喜式』太政官
凡百官庶政皆於二朝堂一行レ之。但三月十月旬日著レ之。正月二月十一月十二月並在二曹司一行レ之。

『延喜式』式部省上
凡諸司皆先上二朝座一。後就二曹司一。

『延喜式』弾正台
凡京官五位已上、先参二朝堂一。後赴二曹司一。
凡諸司五位以上、共率二僚下一、旦就二朝座一。然後行二曹司政一。

これらによれば、「曹司」と対になるのは「朝堂」「朝座（朝堂座）」であることが明らかである。

以上のことから、「曹司」と「朝堂」が対置されるべきであり、「曹司」にも「朝堂」にも「庁」があるのであって、国の〈庁〉と

〈曹司〉を別のものとして対置するのは適切ではないということになる。

したがって、山中の論点①～④は、全面的に再検討する必要がある。特に「曹司」と「庁」の関係を再考するならば、③の宮都との対応関係にも影響する[10]。これらのことを整理するためには国の「庁」の機能を改めて考えなければならないが、〈国庁〉の機能として、儀礼、饗宴、政務などがあるとする山中説は継承すべきであると考える。そこで、それぞれについて文献史料を再確認し、「国庁」の施設のあり方を明らかにしていきたい。

第二節　国の「庁」「庁事」の機能

一　儀礼・饗宴

国の「庁」の機能を考える上で、必ず引用される史料は、次のものである。

『養老令』儀制令元日国司条

凡元日、国司皆率二僚属郡司等一、向レ庁朝拝。訖長官受レ賀。設レ宴者聴。其食以二当処官物及正倉一充。所レ須多少従二別式一。

これについて、朝拝の対象となる「庁」は、天皇のいる宮都の大極殿であり、そこへ向かって遙拝するという考え方がある。しかし、後述するように本来の「庁」の語義は政務に関わるのであって、元日朝賀で天皇が出御する大極殿は本来「庁」ではない。したがって、本条の「庁」は国の「庁」であると理解すべきである。国の「庁」を宮都の「大極殿」に見立てて朝拝を行うのである[11]。一方、宮都の「朝堂」にあたる建物は朝拝には必要ない[12]。また、本条における「庁」は、朝拝の対象であるから、一つの建物に限られるということがいえる。

次に、本条では、朝拝の後に宴を設けることをゆるす規定があるが、饗宴が行われるのは平安宮では四堂からなる豊楽院にあたる[13]。つまり、「八省之庁上」である十二堂の「朝堂」ではない。

以上のことから、儀制令元日国司条にみえる儀礼、饗宴において、国の「庁」およびその周辺の施設に対応する宮都の施設は、「大極殿」、「朝庭」、四堂の「朝堂」であって、十二堂の「朝堂」ではないということになる。しかし、「庁」の本来の語義は儀礼ではなく政務に関わるものである。以下、その点について検討する。

二　政務

「庁」の語義については、既に八木充が検討しているが[14]、これを参考に再確認しておきたい。『養老令』仮寧令外官及使人聞喪条には、

凡外官及使人聞レ喪者、聴二所在館舎安置一。不レ得下於二国郡庁内一挙哀上。

とある。これは「国郡庁内」での挙哀を禁ずる規定であるが、これについて『令集解』同条古記では、

古記云、国郡庁内、謂判受院内皆是也。

と注している。また、『養老令』職員令太政官条で、「左官掌二人」の職掌として「庁事鋪設」が規定されているが、『令集解』同条令釈には、

釈云、庁事者、官司所レ聴二政事一之処。謂二之庁事一也。

とある。つまり、「庁」「庁事」とは「判受」「聴政」、つまり案件を受理して決裁を行う所なのである。

なお、仮寧令外官及使人聞喪条にみえる「国郡庁」について、中村順昭は、古記に「皆是也」とあることから、「判受院」すなわち「庁」は複数存在することもあり得ると解している。[15] しかし、ここは、本来「庁」は建物を指すが、挙哀を禁ずるのはその建物内だけではなく、それを囲む区画施設内全体が対象であるということを主張していると解釈できるので、複数の「庁」があったということを想定する必要はない。

さて、日本の律令官僚制における「判」とは、周知の通り、四等官のうち主典が公文を読申し、判官以上が口頭で決裁を行うというものである。[16] したがって、四等官が同一の建物で声が聞こえる範囲に集まる必要がある。一つの官司すなわち一組の四等官において、同時に機能する「庁」は一つに限られるということになる。逆に言えば、「判」のための施設としては、政務の中心となる建物が一つありさえすれば良い。

宮都の十二堂の「朝堂」は、八省など複数の官司が、それぞれに座を持ち、最終的に太政官の決裁を仰ぐ場であったから、多くの「朝堂」が同一の場にある必要があったのであり、単一の官司については一つの「庁」と、せいぜい「判」に先立って文書を受理、整理するための附属の建物があれば充分であろう。国はまさに単一の官司であり、その政務においては、究極には「庁」が一つあれば良いのである。地方行政機構で例外となるのが東西市司を被管とする左右京職であり、それに準ずる官司が大宰府である。大宰府には四等官のほか、四等官に準ずる構成をもつ品官として大少判事・大少令史および防人正・佑・令史があって、それぞれ「判」を行う上で「庁」が必要であっただろう。[17]

もちろん、国においても業務が多岐にわたるので、これを「所」により分掌することがある。「所」も建物内に置かれたであろうから、国の中心となる「庁」以外にも政務に関わる建物が存

在したことはあり得る。しかし、そうした「所」は物資の管理に関わるなど、現業的部門であることが多く、中枢区画の中に置くよりは、その周辺の施設に置く方がふさわしいと思われる。また、「所」は四等官のうち一部のみが専当した可能性が高いと考えられ、「所」の置かれた建物は、四等官共知の原則の下で決裁を行う「庁」とは性格が異なるといえる。したがって、国の中心となる「庁」のほかに「所」などの「庁」があったとみるのは困難である。

以上の検討から、令の規定が想定する国の「庁」は一つあって一つに限られるということ、「庁」は元日朝拝などの儀礼にも用いられるが、本質的には「判」を中心とする政務を行う場であったということがいえる。次に、節を改めて、その政務の具体的なあり方を明らかにしていきたい。

第三節　国の「庁」における政務とクラ

一　平安時代のあり方

『朝野群載』巻二二、国務条事は、平安時代における国の政務のあり方を知るために格好の史料であり、近年詳細な註釈として、佐藤信監修・朝野群載研究会編『朝野群載巻二十二校訂と註釈』[18]が刊行されている（以下、『校訂と註釈』と略称）。『朝野群載』自体の成立は一二世紀初頭であるが、内容上、受領の任国赴任が前提となっているので、一〇世紀～一一世紀の状況を示しているとされる[19]。その中で、第一七条にあたる部分が、国の「庁事」における政務の具体的なあり方を示している（説明の便宜上、適宜改行する。また、細字双行部は「　」内に示す。以下同じ）。

一、尋常庁事例儀式事
長官着座之後、庶官着訖。但出入之時、各有二例道一。
鑰取御鑰置二案上一、申云、御鑰進レ申。長官無レ答。
次又鑰取申下開二御鑰封一由上［其詞云、御鑰封開］。
長官喚二史生一々々動座称唯。
長官命云、令レ出レ印与。稱唯罷出。
其後鑰取以二印櫃一、居二印鑰盤之外一［上下随レ便。又有二国例一］。
即申下開二印封一之由上［其詞云、印乃封開久］。
長官命云、開介。鑰取出レ印、置二印盤之上一退去。
其後随レ判捺印。
々々之時、以二判書帖一、置二印盤之上一、申二捺印之由一
［其詞云、其書若干枚印佐須］。
長官命云、捺レ印［云、佐世］。鑰取称唯、一々捺之。
尋常之儀、大略如レ此。納レ印之時、其儀亦同。

この史料は、『校訂と註釈』にも訳注が付されているが、本稿の

立場から改めて内容を整理しておきたい。

まず、長官が（「庁事」に）着座した後、庶官が着座する。
鑰取書生が鑰を案上に置き、「御鑰進る」と申す。
これに対し、長官は答えない。
鑰取が鑰の封を開く由を申す。
長官が史生を呼ぶと、史生は動座して称唯する。
長官が「印を出さしめよ」と命ずると、史生は称唯し退出する。
その後、鑰取が印櫃を印鑰盤の外にすえる。
次いで印の封を開く由を申す。
長官が「開け」と命ずる。
鑰取は印を出し、印盤の上に置いて退去する。
その後、判をするにしたがって捺印する。
捺印の時は、判書帖を印盤の上に置き、捺印の由を申す。
長官が捺印を命ずると、鑰取は称唯して一つ一つ捺印する。
（以下略）

この儀を通覧すると、長官に鑰を進上する際、「長官無答」とあること、史生が長官から印を出すように命ぜられ退出した後、戻ってくる儀が記されていないにもかかわらず、鑰取が印櫃を持っていること、など、一見不審な点があるが、これらについては後述する。

なお、関連する史料として、『時範記』承徳三年（康和元、一〇九九）三月二日条をみると、

午剋出レ庁始行二国務一。其儀予居二饗饌一、三献之後差二汁物一下レ箸。次令レ成二諸郡神社修理符并池溝修理符一令二捺印一了。次調所并出納所申二上済物解文一、見了之後令レ成二返抄一請印。案主所・税所成二上吉書一之後請印。了入レ内印筥随身、諸郡司等出二一把半利田請文一。

とあって、ここでも（明記はされていないが）文書の決済を行い、捺印をしたことがうかがえる。

さて、『朝野群載』の内容が一〇世紀まで遡ったとしても、本稿で課題としている八・九世紀とは開きがある。そこで、項を改めて、特に四等官制と印鑰という論点をとりあげて、八世紀のあり方を復元していきたい。

二　四等官制と執務の場

「判」について、『朝野群載』では、「随判捺印」とあり、長官のみが捺印すべき文書を決裁した後、直ちに捺印することになっている。これは『時範記』でも同じであり、長官の時範が単独で決裁・捺印を執り行っている。これはもちろん、受領一人に権

限・責任が集中するようになった後の状況を示している。また、ここで決裁されているのは、吉書など儀礼的な文書であり、実質的に可否を判断することなく許可がなされているので、直ちに捺印がなされているとみられる。

つまり、八世紀のあり方を復元するならば、本来は「判」と「捺印」という二段階があり、「判」の段階では、受理した文書について、四等官共知の原則の下、主典が読申し、判官以上が口頭で「判」を行っていた、ということになろう。

次いで、執務の場についても検討したい。『朝野群載』では「判」「捺印」の場は「庁事」であり、「館」とは区別されている。『時範記』でも、政務終了後、「内に入る」とされているので、決裁の場である「庁」と日常的居所である「内」とは別であったと推定できる。

しかし、一方で、「庁」や定型的建物配置を持つ施設は一〇世紀になると廃絶し、国司の居住する施設に政務を行う場が吸収されたという指摘がある[20]。前節で述べた如く、「判」は本来「庁」「庁事」で行うべきものであったとしても、「捺印」も同様だったかどうか、一応吟味をする必要があろう。

『続日本紀』天平宝字五年（七六一）八月癸丑朔条には、

> 美作介従五位下県犬養宿祢沙弥麻呂、不レ経二官長一、恣行二国政一、独自在レ館、以印二公文一、（中略）為二守正四位上紀朝臣飯麻呂一所レ告失レ官。

とある。美作介県犬養沙弥麻呂は、官長に無断でほしいままに国政を行い、「館」で公文に捺印を行うなどの行為を行ったため、守の紀飯麻呂に告発されて任を解かれたのである。つまり、実態はともかく、原則としては捺印は「館」で行うべきではなく、四等官共知の下で行うべきものであったことがうかがえる。とすれば、「判」も「捺印」も、本来国の「庁」で行うのが原則であったと結論づけられる。

三　「印鑰」の問題

『朝野群載』で、捺印儀に先だって行われているのが、鑰の進上である。この「鑰」について、牛山佳幸は、本来は正倉のカギを意味したが、ここでは印櫃のカギを指すと解した[21]。この説は、その後の研究にも継承されているが[22]、『校訂と註釈』では、「鑰[23]」は本来はクラのカギを指すこと、印櫃には「封」をするのであって、カギをかけた明証がないことなどから、印櫃のカギであるという説を批判し、中央政府におけるカギの請進儀を参照して、正倉のカギであるとした。

印櫃のカギではないということは、後述の外記政における外印請印儀でも、印櫃について封はみえてもカギを開閉する作法はうかがえないことから考えても首肯できる。それでは、正倉のカギ

と解して問題はないだろうか。

中央政府におけるカギの請進儀[24]は、クラのカギを開けたい側が申請し、出納業務終了後に返納するものである。『朝野群載』における「鑰」は、政務を開始する時点で長官に渡されるものである。つまり、鑰を必要とするのは長官自身なのである。一連の政務で長官が使うものの中心は「印」である。したがって、この「鑰」は「印」を取り出すために必要なカギであると判断できる。しかし、先に述べたように、「印櫃」のカギではなく、「鑰」は本来クラのカギを指す。以上のことから、論理的にはこの「鑰」は印を（印櫃ごと）納めたクラのカギであったという仮説が導き出される。以下、この仮説について吟味したい。

『朝野群載』では、印を納めたクラの存在はうかがえない。印鑰や印櫃の受領儀においても、印をクラに納めることは記されていない。『朝野群載』巻二二、国務条事の、第八条と第一一条には次のようにあって、印鑰の受領の場が国によって一定していなかったことがうかがえ、また印櫃を保管する場についても触れられていない。

（第八条）

一、境迎事

官人・雑任等、任レ例来向。或国随二身印鑰一参向、或国引二率官人・雑任等一参会。其儀式随二土風一而已。参着之間、若当二悪日一者、暫返二国庁一、吉日領レ之。

（第一一条）

一、受領印鑰事

択二定吉日一、可レ領二印鑰一。但領二印鑰一之日、即令三前司奉二行任符一、乃後領レ之。又着館日儀、或前司差二官人一、分二付印鑰一。其儀、前司差二次官以下目以上一両人一、令レ齎二印鑰一、令レ参二新司館一。即官人就レ座之後、鑰取書生以二御鑰一置二新司前一［其詞云、御鑰進留］。新司無レ答［或云、答云、与之］。

また、『時範記』承徳三年（康和元、一〇九九）二月一五日条には、

着二束帯一着二惣社西舎一［騎馬］。先以二官符一令レ給二税所一。官人先以奉行。次行二請印一。次以レ鑰置二下官傍一。亦給レ封令レ付二印櫃一、次着レ府、鑰取在レ前如レ例。

とあって、「惣社西舎」で印と鑰を受領し、印櫃に入れて封をし、次いで「府」に赴くにあたり、鑰取が先導したとされており、先に引用した『同』三月二日条でも、「了入内印筥随身」とあるように、クラに納められることなく受領の移動と共に持ち歩くことになっていたように思われる。とするならば、保管は「館」でなされたのかも知れない。

しかし、本来は印は「官庫」に収納すべきものであった。『令集解』公式令諸国給鈴条所引朱記には、

凡印等主夕還レ館時、封収二置官庫一耳。不レ可レ持二還館一者。

とあって、印は主が館に帰るときは封をして官庫に収めなければならず、館に持ち帰ってはならないのであった。この史料が何に基づくかは不明であるが、「凡」で始まり「者」で終わることからすれば、何らかの式であった可能性はあろう。

印がクラに収納されたとしても、クラの建物に印櫃のみが入れられていたとは想像しがたい。印は公文とともに保管されていた。『日本三代実録』貞観八年（八六六）四月壬辰条をみると、若狭国に「納印公文庫并兵庫」が存在したことが知られる。『日本文徳天皇実録』天安元年（八五七）六月庚寅条にみえる参河国の「庁院東庫」も同様の印・公文のクラであった可能性がある。それが正しければ、印と文書を納めるクラは「庁院」内か、すぐ東に隣接して建っていたことになる(25)。

そして、公文のクラのカギの管理については、倉庫令に規定がある。『政事要略』六一、糺弾雑事所引、『令集解』倉庫令置公文庫鑰鑰条には、

置二公文一庫鑰鑰者、長官自掌。若無二長官一者、次官掌レ之[古記云、長官自掌、謂退レ家時者、封レ鑰付二当直之人一。（以下略）]。

とあって、「置公文庫」の「鑰鑰」は長官が管掌することとされている。つまり、印や公文を収めるクラのカギの管理は、長官固有の権限であったことになる。

以上のことから考えれば、先の仮説、つまり、『朝野群載』の「尋常庁事例儀式事」にみえる「鑰」が印および公文を収めるクラのカギだったという推定は妥当であると結論づけられよう。平安時代になって、文書処理が儀礼的となっても、また、現実には印・公文庫がなくなってしまっても、受領の権限の象徴として印・公文庫の鑰が必要だったのである。

このように考えれば、『朝野群載』で、印を出すことを命ぜられた史生が戻って来ないことも説明がつく。実際は鑰取が印櫃を持っていたとしても、長官としては現実には存在しない印・公文庫から印を持ってくるように命じなければならなかったのである。

また、鑰を鑰取が進上する際に、長官が答えないことも自然に理解できる。この儀は長官が他人による鑰の申請に対して許可を与える性質のものではない(26)。自分が管理すべきものが手元にもたらされただけのことなのである。また、『朝野群載』巻二二、国務条事の第一一条「受領印鑰事」でも、鑰取書生がカギを新司の

前に置いた後も、本文では「新司無答」とあって、同じことがいえる。なお、双行註では、「或云、答云与之。」とあり、牛山佳幸は「これを与えよ」と解しているが、ここは「ヨシ」と答えているのであって、他者に鍵を与えることを命じているのではない。

なお、『令集解』逸文倉庫令置公文庫鑰条古記によれば、長官はカギを「家」には持ち帰らず、封をして当直の人に預けることとされている。『朝野群載』の記述は、これと整合的に理解できる。

四　宮都との比較

次に、これまでみてきた国の「庁」のあり方を宮都と比較するために、外記政を取り上げたい。外記政については先行研究の蓄積があるので[27]、それらに依拠しながら整理する。外記政は太政官曹司庁での官政を継承するもので、公文の読申および判を行う庁申文と、外印請印の二つの段階からなる。この、庁申文と外印請印の二段階は、国の「庁」における「判」と「捺印」に対応している。なお、外印請印は十二堂の「朝堂」の「庁」で行われる朝政では行わないものであって、「曹司」の「庁」特有の政務であるということが、吉川真司によって指摘されている[28]。

外記政の確立は平安時代初期とされているが、これとほぼ同じ内容を持つ太政官曹司庁での聴政は奈良時代に遡る。外印請印の作法がいつ成立したかは不明であるが、大宝令施行による外印使用の開始時点、あるいは、養老四年（七二〇）に外印が一般の施行文書に捺されるようになった時点に遡る可能性が、吉川真司によって指摘されている[29][30]。

このように、宮都における「曹司」の「庁」における政務のあり方が八世紀に遡ると考えられるので、これと対応する国の「庁」のあり方も同様であったと推定できる。

おわりに

ここで、本稿で述べてきたことを整理しておきたい。国の「庁」の機能は朝拝、政務が中心である。朝拝における「庁」の位置づけは宮都における「大極殿」に相当するが、「庁」の本質的機能は政務、具体的には「判」と「捺印」である。このうち、「捺印」は、宮都では「曹司」の「庁」で行うべきものであり、国の「庁」は中央の「曹司」の「庁」に相当する、というよりむしろ、十二堂の「朝堂」つまり「太政官院」の「朝堂」に対する、国という官司の「曹司」そのものであったということができる[31][32]。

国の「庁」の近くには印や公文を納めるクラが存在していた。宮都の「朝堂」には近接してクラが存在した形跡や、「朝堂」の建物内に文書保管施設が存在した形跡がないから、この点でも国の「庁」は「朝堂」とは対応していない。宮都の十二堂の「朝

堂」では、原則的に口頭による行政が行われており、したがって文書への捺印は行われず、文書保管庫もなかったのである。また、国の「置公文庫」のカギの管理は長官固有の職務であり、国司が文書行政を行う上で不可欠の要素であった。

以上のようなあり方は八世紀に遡るが、平安時代中期には「判」の四等官共知方式から受領への権限集中にともなう単独決済方式への移行、「庁」近くのクラの廃絶といった変化を被る。しかし、「置公文庫」のカギの管理は、長官固有の権限として儀礼の中に残り続けた。

さて、これまでの本文中での議論は、考古学的調査成果には依存しないかたちで進め、対照する必要がある場合は註にて言及する方針をとってきた。しかし、最後に文献史料から導かれた結果を踏まえて発掘調査成果を検討してみたい。

国の「庁」近くにクラが存在したことを念頭におくと、従来、〈脇殿〉や〈楼閣〉とされてきたものの一部がクラにあたる可能性が出てくる。なお、クラは必ずしも総柱建物である必要はない。側柱建物に床束を立て、床を張って棚を設け、文書の櫃を置けば、立派な公文庫になる。しかも他の用途と共存することも可能である[33]。事実、国の〈正殿〉には床束建物の例がみられないのに対し、〈脇殿〉などの一部には床束建物がみられるということが、山中敏史によって指摘されている[34]。

〈国庁〉におけるクラの位置づけを重視するならば、各国において、〈脇殿〉が総柱建物か、床束建物か、側柱建物かは一定しておらず、総柱建物の配置も統一が取れているわけではない。〈国庁〉の建物配置の左右対称性、国を超えた画一性があることは疑問であり、したがって、中央政府の規制や技術支援の存在も論証できない[35]。こうした目で発掘調査成果を再検討する必要があろう。

最後に、今後の課題を述べておきたい。本稿では、従来の研究で〈曹司〉と呼ばれてきた、〈庁〉の周辺施設の位置づけについては、論ずることができなかった。四等官の一部が専当する「所」にあたる可能性が高いが、四等官共知の下で「判」をする「庁」ではないことは確実である。国の「所」における政務の実態は明らかでないところが多く、現時点では不明といわざるを得ない。出土文字史料の分析なども含め、今後検討していきたい[36]。

また、冒頭で、寺院の政所を本稿の着想源としたことを述べておきながら、本文ではこれについて論ずることができなかった。『東大寺要録』四諸院章によれば、東大寺「大庁」の施設内に「公文殿」が、これとは別に、流記公験等を納める「印蔵」があることが確認できる。なお、この「印蔵」は、東南院文書を伝えた上司のクラであった[37]。また、正倉院古文書中には東大寺政所のクラにおける文書の出納記録が残っている[38]。こうした問題については、別稿を期したい。

註

（1）大和町教育委員会『肥前国庁跡遺構編』二〇〇〇年

（2）直木孝次郎「法隆寺の食堂と講堂について」（『奈良時代史の諸問題』塙書房、一九六八年、初発表一九四三年）、奈良六大寺大観刊行会編『奈良六大寺大観一　法隆寺一』（岩波書店、一九七二年）、浅野清『昭和修理を通してみた法隆寺建築の研究』（中央公論美術出版、一九八三年）、法隆寺昭和資財帳編集委員会編『昭和資財帳Ⅰ法隆寺の至宝　西院伽藍』（小学館、一九九一年）

（3）『聖徳太子伝私記』によれば、もとは綱封蔵に向かい合って勅封蔵が建っていたとされ、これが事実であれば左右対称となる。

（4）阿部義平「国庁の類型について」（『国立歴史民俗博物館研究報告』一〇、一九八六年）

（5）中村順昭「律令制下の国府とその職員」（『律令官人制と地域社会』吉川弘文館、二〇〇八年）

（6）山中敏史『古代地方官衙遺跡の研究』（塙書房、一九九四年）

（7）山中敏史「国府の空間的構成」「国庁の構造と機能」「床束建物と床束」（奈良文化財研究所編『古代の官衙遺跡Ⅱ遺物・遺跡編』二〇〇四年）

（8）このことも含め、「朝堂」と「曹司」については、岸俊男「朝堂の初歩的考察」（『日本古代宮都の研究』岩波書店、一九八八年、初発表一九七五年）を参照。

（9）岸俊男「朝堂の初歩的考察」（前掲註8）。

　なお、橋本義則は「庁」は本来朝堂のみを指すとしているが（橋本義則「朝政・朝儀の展開」〈『平安宮成立史の研究』塙書房、一九九五年〉）、この史料および『令集解』雑令逸文庁上及曹司座条古記により、八世紀前半から「曹司」にも「庁」があるという認識があったことは明白である。国の「庁」に関していえば、後述の『養老令』儀制令元日国司条にみえる「庁」も朝堂に限るとすると、国司らが天皇がいるはずのない朝堂を遙拝することになり、不自然である。

（10）青木敬は、国庁の祖型が藤原宮にあるとする（青木敬「宮都と国府の成立」〈『古代文化』六三―四、二〇一二年〉）。傾聴すべき説であるが、本稿では説明の便宜上、国の「庁」との比較の対象として平城宮を主としたい。藤原宮においては、朝庭に対する正殿としての大極殿と、十二の朝堂に対する正殿としての大極殿が重なっているが、平城宮では前者が中央区、後者が東区として分化しているため、対応関係を説明しやすいからである。

（11）宮都の「大極殿」とその前面の「朝庭」が、国の「庁」とその前面の建物が建っていない空間に相当するということになり、発掘調査の成果と対応させると、中枢区画の中心建物と、その前面の空間にあたることになる。

（12）事実、奈良時代前半の平城宮大極殿院に朝堂はない。

（13）平城宮では中央区の四朝堂にあたる。

（14）八木充「国府の成立と構造」（『国立歴史民俗博物館研究報告』一〇、一九八六年）

（15）中村順昭「国司制と国府の成立」（『古代文化』六三―四、二〇一二年）

（16）吉川真司「奈良時代の宣」（『律令官僚制の研究』塙書房、一九九八年、初発表一九八八年）

（17）大宰府政庁の発掘調査の成果によれば、中心建物の前面に東西二棟ずつの脇建物がある。

（18）佐藤信監修・朝野群載研究会編『朝野群載巻二十二校訂と註釈』（吉川弘文館、二〇一五年）。このほか、本節で論ずる国の政務については、土田直鎮「国司の任国下向と総社」（『古代の武蔵を読む』吉川弘文館、一九九四年）、森公章『平安時代の国司の赴任　『時範記』をよむ』（臨川書店、二〇一六年）なども参照。

（19）佐藤信「序」（佐藤信監修・朝野群載研究会編『朝野群載巻二十二校訂と註釈』前掲註18）

（20）鐘江宏之「平安時代の「国」と「館」」（佐藤信・五味文彦編『城と館を掘る・読む』山川出版社、一九九四年）

(21) 牛山佳幸『【小さき社】の列島史』（平凡社、二〇〇〇年）
(22) 佐藤泰弘「倉印と受領の執印」（『日本中世の黎明』京都大学学術出版会、二〇〇一年、初発表一九九六年）、市大樹「国司任符に関する基礎的考察」（『古文書研究』四七、一九九八年）、生島修平・染井千佳・森公章「『朝野群載』巻二十二「国務条々」校訂文（案）と略註」（『白山史学』四六、二〇一〇年）など。
(23) 実際は「鎰」と表記されることが多いが、本来は別の字であり、カギの意を持つのは「鑰」である。
(24) 古尾谷知浩「中央保管官司におけるカギの管理」（『律令国家と天皇家産機構』塙書房、二〇〇六年、初発表一九九四年）
(25) なお、郡庁にも「公文屋」があったことが知られる。長元三年（一〇三〇）「上野国交替実録帳」（九條家本延喜式紙背文書、平安遺文四六〇九号文書、『群馬県史』資料編四、一九八五年）を参照。
(26) 直接同じことを示しているわけではないが、中央の内蔵寮の鑰請進時でも似た状況がみられる。内蔵寮がカギを内裏から持ち出す際、申請の奏上は行わない。つまり、天皇も許可をするという行為はしない。内蔵寮は外部からカギを請い受ける立場にあるのではなく、天皇の側で、天皇の命によって出給を行う立場にあり、したがって、天皇が許可を与えるという性質のものではないのである。古尾谷知浩「中央保管官司におけるカギの管理」（前掲註24）を参照。
(27) 橋本義則「外記政の成立」（『平安宮成立史の研究』塙書房、一九九五年、初発表一九八一年）、吉川真司「申文刺文考」（『律令官僚制の研究』塙書房、一九九八年、初発表一九九四年）、吉川真司「外印請印考」（同前、初発表一九九五年）など。
(28) 吉川真司「外印請印考」（前掲註27）
(29) 吉川真司「申文刺文考」（前掲註27）
(30) なお、八世紀における外印の保管場所は史料的明証はない。時代は降るが、『江家次第』一八結政請印には、「先少納言率二外記弁史生等一、向二外記文殿一、令レ出レ印。」とあり、また、『本朝世紀』久安四年（一一四八）正月一九日条によれば、外記庁の修造により、外印を官文殿に移したとされている。これらのことから、院政期には、外印は外記文殿に置かれていたことが知られる。
(31) 現実に存在した国の施設として、公文の読申および判のみを行う場と、捺印を行う場、あるいは朝拝を行う場と判・捺印を行う場が分化することもあったという可能性を排除するものではない。中枢となる区画が二つ東西に並んでいる近江国や伊勢国の例がそれにあたるかも知れない。しかし、その場合でも両施設はいずれも「庁」なのであって、「庁」と「曹司」になるわけではない。
　また、令が想定するあり方としては、「庁」は一つなのであって、朝拝、判・捺印は同じ場で行うのが建前であったと考えられる。
(32) もちろん、本稿で議論したのは施設の機能の問題であって、国の「庁」の建物配置の祖型が宮都の「曹司」であったかどうかは別問題で、改めて検討が必要である。なお、阿部義平は、〈国庁〉の建物配置について、平城宮のいわゆる塼積基壇建物を有する官衙を〈太政官院〉とみて、特にその下層遺構と対比して類似性を指摘している（阿部義平「国庁の類型について」〈前掲註4〉）。用語の面で、「太政官院」は十二堂の朝堂院を指すから、阿部のいう〈太政官院〉は「太政官曹司」とすべきである。また、塼積基壇建物の官衙が本当に太政官の曹司として良いかどうかは問題である。しかし、国の「庁」と宮都の「曹司」を対応させたことは卓見と思われる。塼積基壇官衙上層遺構の中心建物の左右に、総柱建物があること（この点については、馬場基氏から示唆を受けた）も、国の「庁」との対応関係を考える上で重要な点である。しかし、宮都の「曹司」と対応させるにしても、太政官に限定する必要はない。
(33) 側柱建物に床を張って文書（典籍）保管庫とした例として、平安宮内裏の校書殿がある。校書殿には累代の書物を保管してあったが、その身舎は、南と北の区画が塗籠で、また中央が納殿とされていた（総柱建物ではないので、いわゆる双倉とは異なるが、似た形になる）。『年中行事絵巻』御齋会右近陣饗の部分をみると、床が張られ、校書殿の身舎部分は

白壁となっており、塗籠められていることが確かめられる。なお、その東庇が右近陣座であり、ここでは饗宴の場として使われている。同一の建物の内部が仕切られて、倉としても別の用途としても用いられていた例でもある。なお、繰り返しになるが、「朝堂」の場合、そのような施設を有した形跡はない。

(34) 山中敏史「床束建物と床束」(奈良文化財研究所編『古代の官衙遺跡Ⅱ遺物・遺跡編』二〇〇四年)

(35) 古尾谷知浩「奈良時代の木工における都鄙間技術交流」(『名古屋大学文学部研究論集』一八五、二〇一六年)も参照。

(36) 中央官司の「所」における政務について知ることができる史料として、平城宮造酒司南宮内道路南側溝SD一一六〇〇から出土した、藤原乙牟漏の皇后宮職に関わる木簡がある。古尾谷知浩「食料支給事務と四等官・雑任」(『律令国家と天皇家産機構』塙書房、二〇〇六年、初発表二〇〇五年)を参照。

(37) 福山敏男「東大寺の諸倉と正倉院宝庫」(『日本建築史研究』墨水書房、一九六八年、初発表一九四七年)

(38) 大同二年(八〇七)八月「西行南第二倉公文下帳」(正倉院古文書続々修第四四帙第一一巻、『大日本古文書』二五付録五五頁)

キーワード:日本古代、国庁、庫、印、鑰

Abstract

Provincial Offices and Storages in Ancient Japan

FURUOYA Tomohiro

This paper aims to investigate structure and function of provincial offices in ancient Japan. There were storages of official documents and the stamp in provincial office. Provincial supervisors gave thire approvals about administrative matters and put the stamp on documents in provincial office. The key of the storage was under control of only the director of provincial supervisors and was the symbol of his rule.

Keywords: Ancient Japan, Provincial office, Storage, Stamp, Key